

## 第3章 城陽市の環境政策

### 3-1 城陽市環境基本条例

#### 城陽市環境基本条例

平成 13 年 12 月 27 日 条例第 25 号

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 9 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 10 条—第 12 条)

第 4 章 推進施策

第 1 節 市が講ずる施策(第 13 条—第 21 条)

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第 22 条・第 23 条)

第 3 節 地球環境保全のため施策(第 24 条・第 25 条)

第 5 章 推進及び調整体制等(第 26 条—第 33 条)

##### 附則

##### 前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和 40 年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことのできる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。

- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

#### (市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

#### (各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

## 第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっ

ては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

### 第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

## 第4章 推進施策

### 第1節 市が講ずる施策

#### (規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

#### (経済的措置)

第14条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

#### (公共的施設の整備等)

第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (自然環境の保全等)

第16条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

#### (東部丘陵地の環境への配慮)

第18条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境影響評価)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業者との協定)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間

で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

## 第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月1 日から施行する。

### 3-2 環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

年度	月	発足～条例施行まで	市民懇話会(カッコ内は開催回)
12	5	・環境基本条例等策定推進本部・検討委員会設置	
	9	・発足	・委嘱書交付 (第1回) 市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、地球環境を保全しつつ、持続可能な地域社会の実現を推進する組織として発足 委員は公募により選ばれた市民(9人)、市内事業者(6人)、学識経験者(1人)、その他の団体(4人)から構成(合計20人)
	10～3	・提言書提出まで懇話会15回、ワーキング5回開催	・条例に盛り込む内容について検討 ・条例への提言書作成 (第2回～第15回)
13	4	・懇話会から、「城陽市環境基本条例に関する提言書」提出 提出後内部協議15回、外部協議13回実施	・城陽市環境基本条例に関する提言書提出(4月) ・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回)
	11	・議会全員協議会開催 ・法令審査	・第1回環境フォーラムを開催(3月30日)
	12	・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布	
14	4	・環境基本条例施行	・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回)
	5		・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回)
	6～7		・目標達成のための取り組みについて検討 ・中間案の検討 (第39回～第42回)
	8～9		・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回)
	10		・環境井戸端会議の開催 【テーマ】 1.城陽市環境基本計画の検討経緯と中間案について 2.今日の環境問題、城陽市と各地域の環境について 3.各地域の環境を考えるワークショップ (第47回)
	11		・環境目標、地域別環境配慮指針について検討 ・計画案のまとめ (第48回～第49回)
	12～		・計画の推進体制について (第50回～第55回) ・環境パートナーシップ会議について (至15年2月)
	3		・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回)
15	9		「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むため環境市民懇話会の呼びかけにより、9月1日に城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会を発足 ・9月6日任期満了



### 3-3 環境基本計画の策定経過

年度	月	内容
14	9	・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集
	10	・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置
	12	・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮問
15	2	・環境審議会答申
	3	・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告
20	4～	・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月)
21	5	・環境審議会報告
	6	・議会報告 ・環境基本計画一部改正
25	6～	・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月)
26	2	・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正

# 緑と太陽、やすらぎのまち・城陽

～自然とともに みんなでつくる未来の城陽～

## 基本理念

- 全員参加と環境優先の認識
- 自然と人との共生
- 循環型で持続可能な社会
- パートナーシップ
- 地球環境保全

### 環境ビジョン

### 基本目標

### 目標達成のための取り組み

＜生活＞  
安心・安全で健康に暮らせるまち

1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します
2. 良好な生活環境を守ります
3. 安心して暮らせる環境を守ります

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 清らかな河川の再生・保全</li> <li>(1) 河川水質の改善</li> <li>(2) 水質の管理</li> <li>(3) 水質改善に関する啓発</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 良好な生活環境の保全</li> <li>(1) 大気汚染の防止</li> <li>(2) 悪臭発生の防止</li> <li>(3) 土壌汚染の防止</li> <li>(4) 騒音・振動対策の推進</li> <li>(5) 有害化学物質の適正管理</li> </ol> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 安心して暮らせる環境の確保</li> <li>(1) 防災体制の整備</li> <li>(2) 健康・安全の推進</li> </ol>                     |   |

＜自然＞  
多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます
5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます
7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造</li> <li>(1) 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造</li> <li>(2) 身近な自然環境の再生・保全</li> <li>(3) 動植物の保全に関する意識の高揚</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 豊かな水環境の保全・創造</li> <li>(1) 美しい水辺環境の保全と再生</li> <li>(2) 豊かな地下水の保全</li> </ol>                                    |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造</li> <li>(1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用</li> <li>(2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 東部丘陵地の自然環境の再生・保全</li> <li>(1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全</li> <li>(2) 山砂利採取地区の制限</li> <li>(3) 山砂利採取跡地の修復</li> </ol> |

＜快適＞  
城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち

8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります
9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります
10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます
11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 人と環境にやさしい交通体系の創造</li> <li>(1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築</li> <li>(2) 安心して歩けるまちづくりの推進</li> <li>(3) バリアフリーのまちづくりの推進</li> </ol> |   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 自然を感じる憩いのまちの創造</li> <li>(1) 緑豊かなオープンスペースの確保</li> <li>(2) 身近に自然を感じられる緑の確保</li> </ol>   | <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 歴史や文化の継承と新しい文化の創造</li> <li>(1) 歴史文化遺産の調査・研究</li> <li>(2) 歴史文化遺産の保存と活用</li> <li>(3) 新しい文化の創造</li> </ol> |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>11. 城陽らしい景観・街並みの創造</li> <li>(1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造</li> <li>(2) 環境美化の推進</li> </ol>   |   |

＜循環＞  
循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します
13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します
14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり</li> <li>(1) ごみの発生抑制</li> <li>(2) 不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立</li> <li>(3) 環境にやさしいごみ処理の推進</li> </ol> |   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用</li> <li>(1) 省エネルギーの推進</li> <li>(2) 環境にやさしいエネルギーの利用</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>14. 水の循環システムの確立と有効利用</li> <li>(1) 健全な水循環の確保</li> <li>(2) 水資源の適正利用</li> </ol> |

＜参加＞  
全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち

15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます
16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます
17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人をはぐくみます

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>15. 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり</li> <li>(1) 環境情報の共有</li> <li>(2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進</li> <li>(3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進</li> <li>(4) 環境ボランティアの養成</li> </ol> |   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>16. 環境に配慮できる社会の仕組みづくり</li> <li>(1) 環境影響評価の実施</li> <li>(2) 環境に配慮した社会経済活動の推進</li> </ol>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 環境学習・環境教育の推進</li> <li>(1) 環境学習・環境教育の推進</li> <li>(2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進</li> </ol> |

＜地球環境＞  
地球環境を考えて地域で行動するまち

18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします

18. 身近な地域から始める地球環境の保全
- (1) 地球温暖化の防止
- (2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止
- (3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

### 3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

#### 城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案
- (2) 前号の行動計画に基づく率先行動の実施
- (3) 環境に関する情報提供及び情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 運営委員 30名以内

(役員を選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員を選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針

を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年(2003年)10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

### 3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 21 号

#### (設置)

第1条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) ISO14001の認証取得に関すること。
- (6) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (7) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

#### (組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。
- 3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (環境政策推進委員会)

第4条 第2条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、本部長が指名する職員25名以内をもって組織する。
- 3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあっては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。
- 4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (環境政策推進チーム)

第5条 第2条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

- 2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員45名以内をもって組織する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年(2002年)4月1日から施行する。

附 則(平成16年(2004年)4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成19年(2007年)3月30日規則第14号)

この規則は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則(平成21年(2009年)4月30日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

### 3-7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

### 3-8 環境審議会の開催状況

年	月	審議会	内容
14	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市環境政策の説明
	11	第2回城陽市環境審議会	市内視察
	12	環境基本計画(案)諮問	
15	1	第3回城陽市環境審議会	環境基本計画(案)の審議
		第4回城陽市環境審議会	
	2	第5回城陽市環境審議会 環境基本計画(案)答申	環境基本計画(案)の審議
	4	第1回城陽市環境審議会	市環境政策の年間予定及び新体制
16	1	第2回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告
17	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告
18	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市の概要と環境政策の説明
19	7	第1回城陽市環境審議会	「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」
20	3	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成19年度の大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」
21	3	第2回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
22	4	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	委嘱、「城陽市の環境政策について」
24	2	第1回城陽市環境審議会	「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」
		第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」
25	2	第2回城陽市環境審議会	「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」



	11	第1回城陽市環境審議会	「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
26	2	第2回城陽市環境審議会	「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
	11	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
27	2	第2回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合（奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物）に関する事案について（報告）」

### 3-9 城陽市環境方針

## 環 境 方 針

#### 1. 基本理念

城陽市は、先人からの歴史的、文化的遺産と豊かな自然を守り、これらを将来の次世代に引き継いでいくため、城陽市環境基本条例に基づき環境行政を総合的、計画的に推進します。

「環境にやさしいまちづくり」を目標とし、人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送ることができる社会を形成し、第3次城陽市総合計画の都市像である「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を目指します。

#### 2. 基本方針

城陽市は、J-EMS（城陽市環境マネジメントシステム）の運用により、環境に関わる業務の効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

(1) 環境の保全・改善に関する取り組みを推進します。

##### ① 「地球環境の保全」

城陽市エコプランに取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガスの発生を抑制し、削減します。

省エネルギー活動を推進します。

##### ② 「3Rの推進」

資源ごみの分別を徹底し、市の事務事業に伴うごみの発生を抑制するとともに、3Rを推進します。

##### ③ 「生活、自然環境の保全」

自然との豊かな触れ合いを確保し、自然環境を守り育てます。

環境測定の実施により、実態を把握し、予防に取り組めます。

ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

##### ④ 「協働による環境保全」

環境負荷低減に関する情報を市民に提供します。

協働による環境保全活動を推進します。

(2) 環境目的及び目標を定め、定期的に見直します。

(3) 環境に関する法的要求事項等を順守し、環境汚染の予防に積極的に取り組みます。

(4) 環境の保全・改善に関する職員研修を実施します。

平成25年(2013年)9月25日

城陽市長

奥田 敏晴

### 3-10 城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際標準化機構（以下「ISO」という。）の国際規格 ISO 14000 シリーズ及び ISO 9000 シリーズの認証を新規に取得した中小企業者に対し、当該認証取得に要した経費の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年城陽市規則第18号）及びこの要綱に定めるところにより、城陽市 ISO 認証取得助成金を交付し、もって市内に事業所を有する中小企業者の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう
- (2) 事業所 物の生産、販売又はサービスの提供等の事業を行うために設けられた施設をいう
- (3) 認定機関 審査登録機関を認定するために置かれた機関のことをいう
- (4) 審査登録機関 審査登録を希望する中小企業者が構築している品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムが、ISOの国際規格 ISO 14000 シリーズ及び9000シリーズの要求事項に適合しているかを審査する機関で、認定機関から認定されているものをいう
- (5) ISO 14000 シリーズ ISOが定めた環境管理に関する国際規格をいう
- (6) ISO 9000 シリーズ ISOが定めた品質管理に関する国際規格をいう
- (7) 認証取得事業 ISO 14000 シリーズ及び ISO 9000 シリーズの認証取得を目的に審査登録機関と契約又は認証取得に係る講習会等に参加して取組む一連の事業

(助成事業等)

第3条 助成の対象となる中小企業者は、認証取得事業に取組み、ISO規格の認証取得をした中小企業者で、次の各号に掲げる項目のすべてに該当するものとする。ただし、助成事業者が助成金の交付を受けられるのは、ISO 14000 シリーズ及び ISO 9000 シリーズの認証取得の各1回限りとし、認証取得した日の属する年度が同一の場合は、いずれか一方のみを助成の対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を完納している者

2 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO 14000 シリーズ認証取得事業

(2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格 I S O 9 0 0 0 シリーズ認証取得事業

3 助成対象経費は、認証取得事業の期間内で、助成事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 審査登録機関に支払う審査登録に係る申請料、文書審査料、予備審査料、本審査料、登録料並びに審査員の交通費及び宿泊費（ただし、登録後に必要とする費用を除く）

(2) コンサルタント（審査員評価登録機関の登録を受けている審査員又は審査員補の有資格者に限る）に支払う I S O 規格の認証取得に関する相談及び診断に係る経費（交通費及び宿泊費を含む）

4 市外に立地する事業所と同時に認証取得した場合の前項に規定する助成対象経費については、市内事業所に係る経費のみを助成対象経費とし、市内と市外の事業所に経費を区分しがたい場合は、それぞれの従業員数による按分の方法で市内事業所に係る経費を算出し、当該経費を助成対象経費とする。

（助成金の助成率及び交付額）

第4条 助成金の額は、1企業、各事業について助成対象経費の3分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、府その他の団体から認証取得するために助成金等の交付を受ける場合は、その額を本市が交付する助成金から控除するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、城陽市 I S O 認証取得助成金交付申請書（別記様式第1号）。以下「交付申請書」という。）を I S O 規格の認証取得した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期日までに提出することができる。

2 交付申請書は、次に掲げる内容を記載した書類を添付しなければならない。

(1) I S O 認証取得取組報告書

(2) 企業概要

(3) 認証取得した事業所の概要

(4) 認証取得事業支出額報告書

(5) 認証取得事業支出額報告書に記載された経費の支払等を証する書類

(6) I S O 規格の認証取得を証する書類

(7) 市税を完納していることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請により当該助成事業が適正に実施されたと認めるときは、助成金の交付決定を行い、城陽市 I S O 認証取得助成金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の決定通知を受けた助成事業者は、城陽市 I S O 認証取得助成金交付請求書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに助成金の交付請求

をしなければならない。

3 第1項において、助成金の不交付を決定したときは、助成金交付不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき

（2） 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（3） その他この要綱に違反したとき

2 前項により交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは期間を定めて返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年（2004年）4月1日以後の認証取得について適用する。